

小田原市パートナーシップ宣誓制度 利用ガイドブック



小 田 原 市

令和7年4月

目 次

1	パートナーシップの宣誓をお考えの方へ	P1
2	宣誓をすることができる方	P2
3	パートナーシップの宣誓の流れ	P3
4	宣誓に必要な書類	P5
5	宣誓後について	P6
6	Q&A	P7
7	【参考】性的マイノリティの方に関する行政サービスの例	P10
8	【参考】小田原市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	P11

1 パートナーシップの宣誓をお考えの方へ

小田原市は、人権施策推進指針の基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」の実現を目指し、平成31年4月1日から、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティのお二人を対象に、お互いを人生のパートナーとして市に登録する「小田原市パートナーシップ登録制度」を導入しましたが、令和7年4月1日から日常生活において利用する様々な手続きについて、より利便性を高めることを目的とした「小田原市パートナーシップ宣誓制度」に改正しました。

法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、小田原市が2人の関係を尊重し、誰もが自分らしく、いきいきと生活できるよう応援することで、多様性を認め合い、誰もが差別されることのない平等な社会の形成に寄与するものと考えています。

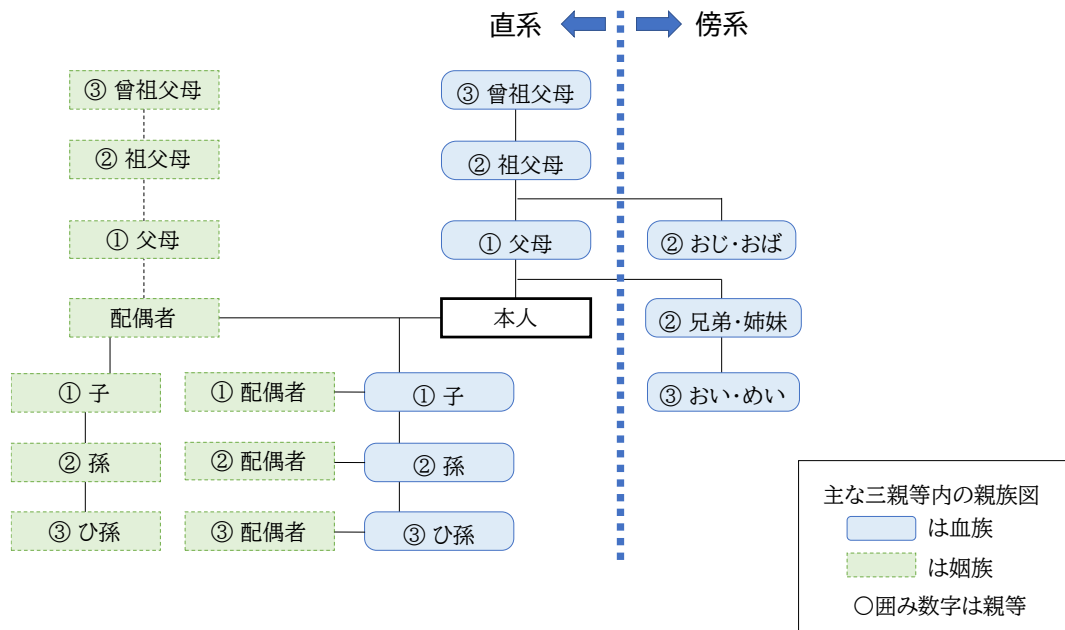
市民や事業者の皆様は、性的マイノリティなどの方々に対する理解や制度の認知が広がることで、生活上で利用する様々なサービスにおいて、パートナーシップを家族の1つの形として取り扱うなど、人権に配慮した取組が広がっていくことを目指していきます。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップの宣誓をするには、2人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ◆ 成年に達していること。
- ◆ 市内の同一住所に居住していること。または1人が市内に住所を有し、かつもう1人が3か月以内に当該住所への転入を予定している、もしくは2人が市内の同一住所への転居（市内での引っ越し）を予定していること。
 - ※ 2人ともが市外に居住している場合は、宣誓をすることができません。
 - ※ ただし、同一住所に居住できない特段の事情がある場合は、人権・男女共同参画課にご相談ください。
- ◆ 現に婚姻していないこと
- ◆ 宣誓をしようとする方以外の方とパートナーシップにないこと。
- ◆ 宣誓をしようとする方同士が近親者（直系血族または三親等内の傍系血族・直系姻族）でないこと。ただし、パートナーシップにある方同士が養子縁組をしている場合を除きます。

《 宣誓できない続柄 》



【 パートナーシップとは？ 】

本制度において、パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、日常生活において経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係のことです。

また、宣誓とは、パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

3 パートナーシップの宣誓の流れ

(1) 予約

- ・宣誓希望日の原則5日前（土日・祝日、年末年始を除く）までに、電話・FAX・電子メールのいずれかで人権・男女共同参画課に予約の連絡をしてください。
- ・宣誓日時の調整、宣誓者の氏名・住所・生年月日、必要書類等の確認を行います。
- ・宣誓日時は、平日の9時から16時まで（12時から13時までを除く。）です。
なお、宣誓等には1時間程度かかります。
- ・プライバシーへの配慮から、個室での受付もできます。ご希望の方はお申し出ください。

【小田原市人権・男女共同参画課】

・電話 0465-33-1725

・メールアドレス jinken@city.odawara.kanagawa.jp

予約の際は、次の内容をお伝えください。

- ・宣誓希望日時（第1希望から第3希望まで）
- ・宣誓される2人の氏名、住所、生年月日
- ・代表者の日中の連絡先
- ※ 性別違和などの理由で通称名の使用を希望される場合は、使用希望の旨と通称名もお伝えください。
- ※ 宣誓書受領証等に記載するため、漢字などは正確にお伝えください。


(2) パートナーシップの宣誓

- ・予約した日時に、必要書類をお持ちの上、必ず2人揃ってお越しください。
- ・宣誓書及び必要書類による要件確認と本人確認を行います。
※ 書類の不備がある場合は、宣誓日を延期させていただく場合があります。
- ・市職員の前で「パートナーシップ宣誓書」に自署し、ご提出いただきます。
※ 宣誓書を事前に記入することや代理人・郵送による宣誓はできません。

(3) 受領証等の交付

- ・要件を満たしている場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」(A4 サイズ) 及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」(免許証サイズ) を交付します。
- ・原則として即日交付します。翌日以降に交付する場合は、窓口において改めて本人確認をさせていただきます。
- ・性別違和など、特別な理由があると認められる場合は、受領証等において通称名を使用することができます。通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる書類(社員証や学生証など)を宣誓時に提示してください。
- ・通称名を使用する場合は、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。
- ・受領証等の交付に係る手数料は無料です。

【参考】パートナーシップ宣誓書受領証 (イメージ)



第 _____ 号
 年 _____ 月 _____ 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名 _____ 様 _____ 様
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 宣 誓 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

小田原市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、上記兩名からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

小田原市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。

お二人が互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合いながら、自分らしく活躍されることを応援しています。

小田原市長 印

○注意事項

- この受領証は、小田原市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
 なお、この受領証は、法的効力を有するものではなく、小田原市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 次のいずれかに該当する場合は、この受領証及び受領証カード(以下「受領証等」という。)を返還してください。
 - 双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - 一方又は双方が市外に転出したとき。
 - その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。
- 次のいずれかに該当することが判明した場合は、宣誓を無効とし、受領証等を返還されたものとみなすことがあります。
 - パートナーシップを有しないと認めるとき。
 - 宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき。
 - 宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。
 - 転入予定の者が期日までに転入を証明する書類を提出しないとき。
- 返還された又は返還されなかった受領証等の交付番号を公表することがあります。

○通称を使用している場合

以下に戸籍上の氏名を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

○特記事項

この受領証を提示された方へ

小田原市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、日常生活において経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを小田原市として証明するものです。

法的効力を有するものではありませんが、受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解いただけますようお願いいたします。

【参考】パートナーシップ宣誓書受領証カード (イメージ)

パートナーシップ宣誓書受領証カード

本人 _____ パートナー _____

様 _____ 様

(_____ 年 _____ 月 _____ 日生) (_____ 年 _____ 月 _____ 日生)

小田原市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日

小田原市長 印

このカードは、互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを小田原市として証明するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。(発行：小田原市人権・男女共同参画課)

戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)

本人: _____ パートナー: _____

特記事項: _____

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認及び本人確認のため、次の書類を提出していただきます。なお、必要書類の交付手数料は宣誓者の自己負担になります。

(1) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行された住民票の写し等を1人1通ずつ提出してください。
- ・ 本籍、世帯主の氏名・続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。なお、宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

※小田原市に転入予定の方は、転入後（宣誓日から3か月以内）に住民票の写し等を提出してください。

(2) 婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本または独身証明書等）

- ・ 3か月以内に発行された戸籍抄本等を1人1通ずつ提出してください。
- ・ 戸籍抄本や独身証明書は、本籍地の市区町村で取得することができます。
- ・ 外国籍の方は、3か月以内に大使館等で発行された「婚姻要件具備証明書」などに、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人確認ができるもの

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証など、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類を提示してください。

(4) 通称名が確認できるもの

- ・ 性別違和などの理由で通称名の使用を希望する場合は、通称名が記載された社員証、学生証、公共料金の請求書、各種郵便物、診察券、各種会員証など、通称名を日常生活において使用していることが客観的に確認できる書類を提示してください。

5 宣誓後について

再交付・返還の場合も、宣誓時と同様に、事前に電話または電子メールにより手続きの日時を予約してください。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付（第4号様式）

紛失やき損、氏名変更などのやむを得ない事情がある場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により再交付を申請することができます。氏名変更された場合は、変更後の氏名が確認できるもの（住民票の写しなど）を併せてご提出ください。

※ 市内での転居は再交付の対象になりません。

※ 宣誓書受領証等の再交付はやむを得ない事情があった場合に限りです。

(2) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還（第5号様式）

次の場合は、宣誓が無効になるため、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出し、受領証等を返還していただきます。なお、返還された（返還されたものとみなした）受領証の交付番号は、市ホームページに公開されます。

・当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

・一方または双方が市外に転出したとき。

※ 一方が転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に町外に異動される場合は除きます。

・その他、宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

・詳しくは、ガイドブック9ページ「6 Q&A」のQ15をご参照ください。

次の場合、市は受領証等が返還されたものとみなすことがあります。

・2人がパートナーシップ関係にないと認めるとき

・宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき

・転入予定の宣誓者が市内への転入を証明する書類を提出しないとき

・その他、宣誓者の要件に該当しないと認めるとき

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の継続使用（第6号様式）

小田原市がパートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合、小田原市に受領証等継続使用届を提出することにより、小田原市で交付された受領証等を転出先の自治体で継続して使用することができます。詳細は、市ホームページをご確認ください。

※ 協定締結自治体：小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町

6 Q&A

Q 1 小田原市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は、法律に基づく行為であり、婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など法的な効力が発生します。一方、小田原市パートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱に基づいており、法的効力を有しません。また、パートナーシップの宣誓をしても市で発行する戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q 2 法的な義務や権利が発生しないのに実施する理由はなんですか？

A 2 結婚のような法的なメリットはありませんが、受領証等を交付することにより、性的マイノリティの方などのお二人の気持ちを行政が尊重し、その関係性を公に認めることに意義があるものと考えています。

小田原市では、本制度を利用していただくことにより、性的マイノリティなどの方々の生きづらさの軽減、性的指向や性自認に対する差別解消を図り、多様性を認め合い、誰もがその人らしく生活できる地域社会の実現を目指しています。

また、全国的に携帯電話の家族割の適用や、生命保険の受取人の指定、医療機関での家族としての面会・説明など、一部の民間サービスでパートナーシップを尊重する取組が広がっています。本制度の導入によって、社会的理解がより一層進み、様々な場面でパートナーシップを家族の1つの形として取り扱うことが波及していくことを期待しています。

Q 3 パートナーと法的な関係を築く方法はありますか？

A 3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約や合意契約などを結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q 4 小田原市民でないと宣誓できませんか？

A 4 市独自の要綱に基づく制度であるため、市民を対象としています。具体的には、原則として、次のいずれかに該当する場合に宣誓をすることができます。

- ① 2人が小田原市で同居している
- ② 1人が小田原市に居住していて、宣誓後3か月以内にその場で同居する予定がある。
- ③ 1人が小田原市に居住していて、宣誓後3か月以内に市内で転居し、新たな住所で同居する予定がある。

※なお、2人ともが市外に居住している場合は、宣誓をすることができません。

Q5 同性カップルでないと宣誓できませんか？

A5 同性カップルに限らず、トランスジェンダー（身体的な性と心の性が異なる人やそのことに違和感を覚えている人）や事実婚関係の方々など、異性間のカップルであっても宣誓していただくことができます。

Q6 同居していないと宣誓できませんか？

A6 パートナーシップを夫婦と同等の関係と捉え、「互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、共同生活において経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した対等な2人の関係」と定義としており、2人の関係性を実態として確認できるよう、同居しているか、同居の約束をしていることを申請の要件としています。ただし、単身赴任や施設入所などのやむを得ない事情により同居できない場合は、人権・男女共同参画課にご相談ください。

なお、法律上の結婚についても、民法第752条により「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」とされています。

Q7 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A7 パートナーシップにある性的マイノリティ等の方同士が養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

Q8 通称名は使用できますか？

A8 性別違和等により特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類（通称名が記載された社員証、学生証、公共料金の請求書、各種郵便物、診察券、各種会員証など）を宣誓時に提示してください。なお、写しを取得させていただきますので、ご了承ください。通称名を使用する場合には、交付する受領証等の表面に通称名を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q9 宣誓に費用はかかりますか？

A9 宣誓書の提出や受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓時にご提出いただく住民票の写し等の必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q10 受領証等は即日交付されますか？

A10 書類等に不備がなく、要件を満たしていると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認等のために1時間程度の時間を要しますのでご了承ください。

Q11 受領証等に有効期限はありますか？

A11 ありません。返還の事由に該当するまで有効になります。

Q12 他の人が代理で宣誓をすることや、郵送で宣誓書を提出することはできますか？

A12 本人確認と2人の意思を確認の上、市職員の前で「パートナーシップ宣誓書」等にご記入いただく必要がありますので、代理人や郵送による方法で宣誓をすることはできません。なお、事情により必要書類への記入が難しい場合は、宣誓時に代筆者に記入していただくことができます。

Q13 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A13 宣誓時はプライバシー保護のため、原則として個室で対応します。また、提出された書類や記載されている内容の個人情報の取扱いには十分配慮します。パートナーシップの宣誓を行ったことによって、宣誓者の秘密が明らかにされることはありません。

Q14 市外に転出する場合には、どうすればよいですか？

A14 市外に転出されると宣誓の要件を満たさないこととなりますので、返還届をご提出いただき、交付された受領証等を返還してください。

なお、協定を締結している自治体へ転出する場合は、継続使用届を提出することで、現在お持ちの受領証等を転出先でも継続して使用することができます。詳細は、市ホームページをご確認ください。

Q15 どうして返還された（返還されたものとみなした）受領証等の交付番号を公開するのでですか？

A15 制度利用者から受領証等の提示を受けた方が、その有効性を確認できるようにするため、また自主的に返還しなかった方による不適切な利用を防止するために、町ホームページ上に受領証等の交付件数及び返還された・みなした受領証等の交付番号を公表します。

本制度では宣誓した時点で受領証等を交付することから、特に宣誓から時間が経過した場合には、現状の有効性に疑義が生じる可能性があるため、交付番号の公表は、制度利用者の利便性の向上につながるものと考えています。

【参考】 性的マイノリティの方に関する行政サービスの例

【宣誓書受領証等の提示により利用することができるサービス】

項 目		お問合せ先
税証明書	登録証を提示していただき、現在も有効な証明書であることが確認できれば、親族として対応します。	資産税課 電話 33-1361
住民票上の世帯主との続柄に関する手続き	登録証明書・事実証明書を提出することで、住民票上の世帯主との続柄について「縁故者」に変更することができます。	戸籍住民課 電話 33-1386
市営住宅	登録証明書・事実証明書を提出することで、市営住宅の入居資格の一つである同居親族として対応します。	建築課 電話：33-1553
県営住宅	小田原市内にある神奈川県 <small>の</small> 県営住宅について、市営住宅と同様の制度があります。	神奈川県公共住宅課 電話 045-210-6543

【宣誓書受領証等の有無にかかわらず利用できるサービス】

項 目		お問合せ先
市立病院	手術同意、付き添い、病状説明などは、登録の有無に関わらずご相談ください。	市立病院 医事課 電話 34-3175
市営墓地	墳墓の新規受付	市に1年以上在住の方で、墳墓の祭祀を主宰すべき方であれば、登録の有無に関わらず申込むことができます。 みどり公園課 電話 33-1583
	墳墓の承継	
生活保護	生活保護の利用は、世帯の人数を基に保護費が算定されるので、登録の有無に関わらず認定されます（どちらかが主で他方が同居人になります。主がなくなれば同居人は単身世帯として認定されます）。	生活支援課 電話 33-1463
国民健康保険証 限度額適用認定証 特定疾病療養受療証	「性別違和（性同一性障害）」であると診断された方は、お申し出により、性別表記を裏面に記載することが可能です。	保険課 電話 33-1845
介護保険証		高齢介護課 電話 33-1827
負担割合証 負担限度額認定証		

【参考】小田原市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが人権を尊重し合い、それぞれの多様性を認め合いながら、共に生き生きと暮らす地域社会を築くことを目指して実施する、パートナーシップ宣誓制度の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、原則として同居し、日常生活において経済的、物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内の同一住所に居住していること又は一方が市内に住所を有し、かつ、3月以内に他方が当該住所への転入を予定していること若しくは双方が市内の同一住所への転居を予定していること。ただし、同一住所に居住することができない特別の理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 現に婚姻していないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓をする日(以下「宣誓日」という。)を予約の上、そらって市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 宣誓をする場合において、宣誓者が市内に住所を有するときは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者は、市長に対して当該宣誓者が本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより、本人であることを確認することができる。

- 4 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等、市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。
- 5 前条第2号に規定する同一住所に居住予定である者は、原則として、宣誓日から3月以内に、住民票の写し等、同居の事実を証明する書類を市長に提出するものとする。
- 6 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において行う。

(通称名の使用)

第5条 宣誓者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(戸籍上の氏名に代えて広く通用している呼称をいう。)を使用することができる。

- 2 宣誓者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書の提出があった場合において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第3号)(以下「受領証等」という。)に当該宣誓書の写しを添えて、宣誓者に交付するものとする。

- 2 前条第1項の規定により宣誓書に通称名が使用されたときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(紛失等による再交付の申請)

第7条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、当該受領証等を紛失し、若しくはき損し、又は改姓し、若しくは改名したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)により、市長に受領証等の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出があった場合は、次条第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は同条第2項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときを除き、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第6項に規定する場所に来庁し、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号。以下「返還届」という。)に受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合であって、一方が転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときについては、この限りでない。

- (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。
- (3) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

- 2 市長は、受領者が次の各号のいずれかに該当することが判明したと認めるときは、宣誓を無効とし、前項の規定により受領証等が返還されたものとみなすことができる。

- (1) パートナーシップを有しないと認めるとき。
- (2) 宣誓書の内容に虚偽があったと認めるとき。
- (3) その他宣誓者の要件に該当しないと認めるとき。
- (4) 第4条第4項の規定に反し、市内への転入を証明する書類を提出しないと認めるとき。

- 3 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき又は前項の規定により受領証等が返還されたものと

みなしたときは、受領証等の交付番号（受領証等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（自治体間での相互利用）

第9条 受領者は、本市がパートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合で、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用届（様式第6号。以下「継続使用届」という。）を提出したときは、当該転出先の自治体において本市が交付した受領証等を継続して使用することができる。

2 市長は、前項の規定により継続使用届の提出があったときは、届出者の同意の上、転出先の協定を締結している自治体に当該届出書の写し等の書類を提供するものとする。この場合において、市長は、該当の受領証等の交付番号を公表することができる。

3 本市と協定を締結している自治体から本市に転入した者で、当該自治体の首長に継続使用届を提出した者は、当該自治体が交付した受領証等を本市において継続して使用することができる。

4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付及び返還については、協定を締結している自治体が定める規定を準用する。

5 第3項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については第7条の規定を準用し、返還については第8条の規定を準用する。

（本人確認）

第10条 第7条第1項の規定により受領証等の再交付を申請しその交付を受けるとき、第8条第1項の規定により受領証等の返還を届け出るとき及び前条第1項の規定により本市と協定を締結している自治体での受領証等の継続使用を届け出るときについては、第4条第2項及び第3項の規定を準用する。

（宣誓書の保存期間）

第11条 宣誓書の保存期間は、第8条第1項の規定により受領証等が返還された日又は同条第2項の規定により受領証等が返還されたものとみなした日から起算して5年間とする。

（事務の所管）

第12条 パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務は、市民部人権・男女共同参画課において行う。

（その他の事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（受領証等の交付に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱を廃止する要綱（令和7年4月1日制定）による廃止前の小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱（平成31年4月1日制定）第7条第1項の規定により小田原市パートナーシップ登録証明書及び携帯カード型小田原市パートナーシップ登録証明書の交付を受けている者は、第6条1項の規定により受領証等を交付されたものとみなす。

◀ お問い合わせ ▶

小田原市人権・男女共同参画課

電話:0465-33-1725

メール:jinken@city.odawara.kanagawa.jp